

駐車監視員資格者講習及び修了考査の実施について

1 講習及び修了考査日時

(1) 講習

令和7年10月20日(月)及び21日(火)の各日午前9時15分から午後6時まで

(2) 修了考査

令和7年10月28日(火)午前9時30分から午前10時30分まで

2 講習及び修了考査の場所

千葉市中央区中央4丁目13番10号 千葉県教育会館203会議室

3 受講定員

100人

4 講習応募方法

受講を希望する方は、往復はがきにて応募してください。応募期間中であっても、応募者が受講定員になり次第、受付を終了します。結果につきましては、8月14日以降、応募者全員に通知します。

(1) 応募期間

令和7年7月1日(火)から同年8月12日(火)までの間

注：1 応募期間までの消印があるものに限り有効とします。

2 受講定員を超えた場合は、応募期間にかかわらず締切りとします。

(2) 応募先

郵便番号260-8668

千葉市中央区長洲1丁目9番1号

千葉県警察本部交通部交通指導課駐車対策センター

(3) 往復はがき記載要領

受講を希望する旨及び受講希望者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、連絡先、電話番号並びに返信先を明記してください。

【往信面】

□	2608668	
往信	駐車対策センター	千葉県警察本部
	千葉市中央区長洲一丁目九番一	(折り目)

※何も記載しないでください

(左側)

(右側)

【返信面】

郵便番 号記載		号記載		(折り目)	年齢	フリガナ 応募者氏名	住所 応募者住所	駐車監視員資格者講習受講希望
返信		応募者氏名 住所						
				連絡先電話番号 携帯番号 () 自宅番号 ()				

(左側)

(右側)

注： 1 記載面の誤りや年齢の記載忘れに注意してください。

2 応募は1人1通とし、複数の応募は無効とします。

(4) 受講者決定通知

受講希望者に対する決定等の連絡は、返信用はがきにてお知らせします。

ア 受講が決定した方は、受講申込要領の詳細について、返信用はがきで通知しますので、指定された期間、場所において講習の受講申込みの手続を行ってください。

イ 定員超過等の理由により、受講できない方については、その旨を返信用はがきにて通知します。

ウ 定員超過による受付終了については、千葉県警察ホームページ上でもお知らせします。

5 受講手続

(1) 提出書類

受講を希望する方は

- ① 駐車対策センターが通知した返信用はがき（受講者決定通知）
- ② 駐車監視員資格者講習受講申込書
- ③ 注意事項確認書
- ④ 写真1枚（受講申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を提出してください。

注： 1 郵便又は信書便による申込みは、無効となります。

2 代理申請の場合は、上記のほかに申込書それぞれに委任状が必要です。

3 駐車監視員資格者講習受講申込書（千葉県道路交通法施行細則別記様式第4号様式の3）及び注意事項確認書（確認事務の委託の手続等に関する事務取扱要領様式第23号）は、千葉県警察ホームページ／申請・届出／申請書ダウンロード／交通指導課に掲載しています。また、提出先にも用意してあります。

(2) 受付期間

令和7年8月25日（月）から同年9月12日（金）まで（ただし、土曜

日、日曜日及び祝日を除く。)の各日午前9時から午後3時30分まで

(3) 受講申込書の提出先

千葉市中央区長洲1丁目9番1号

千葉県警察本部交通部交通指導課駐車対策センター

(4) 受講手数料

ア 受講手数料(講習及び修了考査)

20,000円

イ 納入時期及び納入方法

キャッシュレス決済及び現金により、駐車監視員資格者講習受講申込書提出時に納入してください。

なお、キャッシュレス決済の詳細については、千葉県警察ホームページを確認してください。

(5) 留意事項

ア 受付終了後、受講手数料は返還できませんので、ご了承ください。

イ 当センターが通知した返信はがきは、受講申込みの際に必要となりますので、紛失には十分注意してください。また、受講申込み時に本人確認をさせていただきますので、証明できる物(運転免許証等)をお持ちください。代理申込の場合は、受講申込に関する委任状を作成し、代理人と受講者の関係を明らかにしてください。

なお、返信はがきは、本人のみ有効です。他に譲渡した場合は、無効となります。

ウ 講習は、各日7時間で計14時間となります。欠講した場合は、修了考査を受けることができません。

エ 修了考査は正誤式50問で、合格基準は90パーセント以上です。また、修了考査後、合否判定・修了証明書の交付などで、当日は、午後2時30分頃までかかる予定ですので、ご了承ください。

(6) その他

ア 講習及び修了考査の当日が悪天候等で、公共交通機関に大幅な遅延が生じた場合は、実施時間等を変更することがありますので、ご了承ください。

イ 駐車監視員資格者証を取得できる方は、駐車監視員資格者講習を受講し、かつ修了考査に合格した方のみとなり、駐車監視員資格者証交付申請手続(手数料9,900円)が別途必要となります。

詳細については、修了考査合格者に対し説明します。

ウ 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に採用となり、選任を受けない限り、駐車監視員の活動はできません。

エ のどの痛み、発熱、咳が出るなど体調が悪い方は、受講を控えていただきますようお願いします。

本件問合せ先

千葉県警察本部交通部交通指導課

駐車対策センター駐車企画係

電話043-201-0110(代表)